

学校教育の場における議員の講演等について（正副議長調整案）

- 1 講演等の場では、政党、会派、議員個人で作成した資料等は原則として配付しない。ただし、説明のため必要な場合は、学校側と十分調整を行い、政治的中立性に留意して配付する。
- 2 学校側との事前の打ち合わせ等において、政治的中立性を損なう発言等は厳に慎むことを確認する。